

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：住宅政策本部

機関名称	東京都住宅政策審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都住宅基本条例第20条
設置年月日	1992-04-01
機関の目的・所掌内容	東京都住宅マスタープランの策定及び知事の諮問に応じ住宅政策に関する重要事項を調査審議するため
委員数	28 名 (うち、女性委員数 13 名)
会議公開	公開
会議非公開理由	東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に係る案件を調査審議する場合にあっては、一部又は全部を非公開とすることができる。
議事録公開	公開
議事録非公開理由	東京都情報公開条例第7条各号に該当する部分については、一部又は全部を非公開とすることができる。
備考	
HPのURL	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/basic/singikai/juuseisin
問い合わせ先	住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課 電話番号：03-5320-4938